

第五次行政改革大綱

～持続可能な行財政基盤の確立のために～

平成22年3月

館 林 市

策 定 趣 旨

分権型社会への移行のなかで、いわゆる「三位一体の改革」などにより、地方自治体を取り巻く環境は厳しくなっています。国と地方の役割分担、県からの権限移譲などにより、基礎自治体の住民に対する責務はより増大し、また、多種多様化する行政需要に的確に対応していくことが求められています。

言い換えれば、今後、都市間の格差が益々広がることが予想されるなか、国や県への依存体質を改め、本市独自の政策・施策によって質の高い行政サービスを市民に保障していかなければならないということです。

依然として続く厳しい財政状況のなか、少子高齢化や国際化、環境問題、景気対策など、行政課題、生活課題が山積していますが、限りある行政資源によってこれらの諸課題を解決していくためには、効率的で生産性の高い行政経営を実現し、持続可能な行財政基盤の確立が必要不可欠です。

本市では、第四次行政改革大綱・第2次推進計画（集中改革プラン）の中で、目的志向・成果志向の行政経営を目指すことなどを重点的取り組み事項と位置付け、あらゆる行政活動について、その効率性、生産性の向上に努めてまいりました。しかしながら、現状では十分といえる段階になく、今後も引き続き、その理念を踏襲していくなかで、行政改革の可能性を模索し、市民に対する説明責任を果たすとともに、より信頼される行政の実現に取り組んでいかなければなりません。

今後、行政の「運営」から「経営」への質的な転換を図るとともに、職員の意識改革、市民協働の具現化などにより、基礎自治体としての体力や機能を高め、市民に「住んでいてよかった」と思われるまちづくりをしていくため、ここに、第五次行政改革大綱を策定します。

1. 基本方針

地方自治法の精神に則り、「住民福祉の増進」及び「民主的にして能率的な行政」を確実なものとするために、成果志向、目的志向の行政経営を目指します。

また、より一層行政の公平性、透明性が担保され、市民の納得度、満足度の向上につながる行政改革を推進します。

2. 基本目標

財政危機の状況下であっても、まちづくりを着実に進めていくことができるよう、自治体としての体力を十分に備えることが必要です。

そのために次の4つの基本目標を掲げ、それらの達成に向けた取り組みを行います。

(1) 職員の意識改革と組織風土の変革を図ります

職員一人ひとりが行政経営組織の一員であるという自覚のもと、業務マネジメントの知識や技能を身に付けます。

また、職場単位で日常の業務の見直しや改善が図られるような組織風土への変革を図ります。

(2) 簡素で機能性、効率性の高い組織・機構を構築します

高品質で生産性の高い行政活動を実現するために、機能性、効率性を重視した組織・機構のあり方を検討するとともに、組織を支える職員の資質・能力を最大限に高めていくほか、人事評価制度を適正に運用するなど、計画的に人材を育成していきます。

また、ICT（情報通信技術）の積極的活用による業務効率化を図り、人的な行政資源の効果的配分をします。

(3) 自治体ガバナンスの方向性を定め、多様な市民ニーズに対応出来る体制を整えます

多種多様な市民ニーズや新たな行政需要に的確に伝えていくためには、既存の枠組みにとらわれず、行政サービス形態の多様性について検討していくことが必要です。市民の受益拡大を念頭に置きながら、行政と民間の役割分担について見直しを図り、様々な市民活動との協働のあり方や民間活力の導入拡大について検討します。

(4) 持続可能な行財政基盤の強化を図ります

高品質な行政サービスの持続性を担保するためには、将来にわたる財政的な安定が必要です。歳入に見合った財政計画はもちろんのこと、新たな歳入確保に積極的に取り組むとともに、業務コストの削減に取り組めます。

3. 基本施策

(1) 行政経営システムの構築

必要最小限の行政資源の投入で、最大・最良の効果を挙げるために、職員一人ひとりが行政経営に関する知識・技能を身に付ける必要があります、そのための専門的な研修（業務棚卸表及び行政経営に関連する研修等）を実施します。

また、業務棚卸表の高度活用により、業務改善行動のプロセス（PDCA サイクル）の確立を目指します。

《主な施策》

- ・ 業務マネジメントサイクルの確立

(2) 組織・機構の簡素・効率化と人材育成・活用

地方分権が進み、基礎自治体の責務が増大する中、事務処理の内容はより専門化・高度化し、職員一人ひとりに対しては相応の能力が求められてくることが予想されます。

今後、簡素で市民に対してわかりやすく、機能性、効率性の高い組織づくりを進めていくとともに、職員一人ひとりの資質や能力を向上させていくための研修・研鑽の場を充実し、計画的な人材育成及び人材の効果的活用を図ります。

《主な施策》

- ・ 定員管理の適正化と組織機構の見直し
- ・ 人材育成基本方針に則った職員の育成
- ・ 人事評価システムの適正稼働

(3) 電子自治体の推進

ICT（情報通信技術）の導入を促進し、市民の利便性向上と業務の効率化を進めます。特に、庁内電算システムの可能な限り一元化を図り、窓口業務の正確性、迅速性の向上を目指します。

《主な施策》

- ・情報化、O A化の推進
- ・ICT活用による業務効率化
- ・情報セキュリティの強化

(4) 市民協働の推進

独自のまちづくりを進めていくうえで、NPO や各種団体等、様々な市民活動とのパートナーシップは欠かすことが出来ません。民間ならではの発想を十分に活用することによって、行政が独善的に陥ることを防ぐことができるほか、より魅力的なまちづくりを進めていくことができます。そのために、よりよい市民協働のあり方について検討します。

《主な施策》

- ・市民参画のための制度・条件整備
- ・市民活動の支援と連携強化

(5) 公共サービス体制の再編

行政と民間の守備範囲を明確化し、民間に委ねることによって市民の受益拡大が図られ、効果的であると認められたものについては、指定管理者制度をはじめ、民間委託等、各種アウトソーシングの導入を図っていきます。

《主な施策》

- ・公共施設のあり方の見直し
- ・民間活力の導入

(6) 広域行政の推進

近隣自治体との連携を強化し、広域行政を推進することにより、行政機能を高め、市民生活の利便性の向上を図ります。

《主な施策》

- ・公共事業の広域化推進

(7) 財政運営の適正化

高品質な行政サービスを安定的にかつ永続的に提供していくためには、限りある財源を有効活用すると同時に、公共性、公益性の見地から事業を見直し、ムリ・ムダを排します。また、税収以外の新たな歳入確保を図り、財源の拡充に努めます。

《主な施策》

- ・ 適正な財政計画
- ・ 歳入の確保と歳出の縮減
- ・ 受益者負担の適正化
- ・ 外郭団体等の経営健全化

4. 推進方法

(1) 推進期間

第五次行政改革大綱の推進期間は平成22年度から平成26年度の5年間とします。

(2) 推進計画の策定

大綱の基本施策を着実に推進するため、施策別に推進計画を策定し、推進期間は大綱と同様5年間とします。

(3) 推進体制

庁内組織である「館林市行政改革推進本部」（本部長：市長、事務局：企画課）が中心となり、全庁的に取り組みます。

事務局である企画課は、関係各課と連携し、常に進捗状況の把握に努めることとし、推進本部に随時報告を行います。

(4) 推進の留意事項

関係各課は、計画を実施するにあたり、絶えず手段や業務プロセスの見直し等を行いながら取り組みます。

(5) その他

毎年度の進捗状況について、市のホームページ、広報等において公表します。